

次期通常国会提出予定法案

厚生労働省 総計 9 件（うち※ 4 件、その他 5 件）

予算 関連	件 名	要 旨
※	現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）	現下の厳しい雇用失業情勢の中、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、失業等給付及び雇用安定事業費の財源に係る暫定措置を延長する。
※	児童手当法の一部を改正する法律案（仮称）	平成 24 年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、所要の措置を講ずる。
※	国民健康保険法の一部を改正する法律案	国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。
※	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案	長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成 24 年度以降の基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	高年齢者の雇用の確保を促進するため、事業主が継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を労使協定により定めたときは希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入したもののみならず制度を廃止する等の所要の措置を講ずる。

	労働契約法の一部を改正する法律案 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 医療保険制度の安定的運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称） 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案（仮称）	期間の定めのある労働契約について、一定の要件を満たす場合に、労働者の請求により期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを設ける等の所要の措置を講ずる。 現行の年金制度について最低保障機能の強化を図る等のため、低所得者等の年金額の加算、受給資格期間の短縮、高所得者の年金額の調整、被用者年金の一元化、産休期間中の保険料免除、短時間労働者に対する適用拡大等の所要の措置を講ずる。 医療保険制度の安定的運営を図るため、高齢者医療制度について所要の見直しを行うほか、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し等の所要の措置を講ずる。 障害者基本法の改正を踏まえ、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者の自立した日常生活又は社会生活のための支援の充実を図るため、障害者の範囲の見直し、地域生活を支援するためのサービス体系の整備その他所要の措置を講ずる。
--	---	--

次期通常国会提出予定法案（検討中のもの）

厚生労働省 総計5件（うち※ 件、その他5件）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

医療法等の一部を改正する法律案（仮称）

介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）

薬事法等の一部を改正する法律案（仮称）

予防接種法の一部を改正する法律案（仮称）

継続法案等

厚生労働省 総計 3件

件 名	要 旨	備 考
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。	第 174 回通常国会に提出
国民年金法の一部を改正する法律案	第三号被保険者記録不整合問題に対処するため、国民年金の第三号被保険者に関する記録が不整合である期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなすとともに、本人の希望により当該期間に係る保険料を納付することを可能とする等の所要の措置を講ずる。	第 179 回臨時国会に提出
労働安全衛生法の一部を改正する法律案	労働安全衛生対策をより一層充実するため、メンタルヘルス対策の強化を図り、電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡等の制限等の対象に追加するとともに、職場における受動喫煙防止のために必要な措置を講ずる等の所要の措置を講ずる。	第 179 回臨時国会に提出